

# 令制衛府制度の研究

— 国家儀礼の観点から —

## 一 問題提起

小畑 隆夫

これまで、衛府というものの存在は当然のごとく認められてきている。しかし、その役割の研究はそれほど進んでいない。というのも、衛府という機構は、中央武力編成のための組織である、というのが当たり前のようによつて生じたからである。これを唱えられたのは、笹山晴生氏の『一九八五年に出版された論文集』『日本古代衛府制度の研究』である。氏は八世紀に始まる衛府制度を研究対象とされ、その中でも中衛府・授刀舎人・近衛府・帯刀舎人などを主要な対象としてとりあげられたが、それらすべてが、律令制成立の後に新設された親衛軍であることに明確に示されているように、その研究視角は、権力上層に位置する貴族上層の皇位継承をめぐる権力闘争と関連させて、藤原氏による皇嗣擁護のための親衛軍創設、権力維持のための軍事的基盤、摂関政治体制との関係を説明するという主眼政治的側面からのものであった。

・ 笹山氏によると、衛府制度の原形は衛門府・左右衛士府・左右兵衛府の五府で構成される、いわゆる五衛府制で、大宝律令の施行前後にはその成立をみたしと考えられる。これらの五衛府の職務を要約すれば、宮内の宿衛、行幸の警備、宮城諸門の警衛、京中巡検（左右兵衛府）、左右衛士府が行なう（元日・即位・著客人朝などの）の儀仗、政変時の軍事行動、囚人の監視、護送等となる。

全国的兵士徴兵制によつて召集される衛士は大化前代の丁制を、郡司子弟などから採用されるとされ、令制五衛府は大化改

新のときの衛部を端緒に、天武朝の兵衛制整備を経て、持統朝の兵士制成立・藤原京造営を背景に、大宝令施行とともに確立していったと論じられている。氏は、日本書紀、統日本紀を中心に、衛府制度の成立と展開を論じている。ただ、この論は、政治史中心のやや偏つた観点からのみのものであるような気がする。そのためか、五衛府制度も藤原陰謀史観から脱却できないために、概説的になつてきているのだらう。

しかし、最近では古瀬奈津子氏<sup>(1)</sup>や鳥谷智文氏<sup>(2)</sup>などが、「儀式」という観点から衛府制度をとらえようとされている。ただ、これら両氏は主に平安時代を中心に論を展開されており、七、八世紀の衛府制度にはあまり触れられていない。また、武田佐知子氏<sup>(3)</sup>などは、衣服の観点から、七世紀の儀式における武官の役割を論じられている。では、衛府とは一体どのような役割を演じ、いかに成立していったのだろうか。先述したように笹山氏は、衛士は宮城内の警備、京内の治安維持のための不可欠な武力として、兵衛が天皇の側近侍官として重要な役割を担っており、これらを統括する衛府は中国（唐）の府兵制をモデルにして成立した<sup>(4)</sup>と論じられている。この見解は大筋では支持しようのだが、七・八世紀のような国際情勢の中に生じたというのも衛府の職掌として何らかの意味があつたのではないか。私は、ただ中央軍備・都城警衛のためだけに、何千もの衛士・兵衛が徴集されたとは考えられない。さらに、日本国内の政治的動向だけで成立要因を語ることもできなかつつ論じていきたい。

## 二 国際情勢

七世紀後半、新羅は唐との対立がまだ冷めきつておらず、唐と背後の日本が手を結び、挾撃されることを恐れていた。

そこで、朝貢というかたちで日本に接近してくる。天智四年（六六八）、唐に滅ぼされた高句麗の遺將が、唐の支配に対し反乱をおこす。朝鮮半島を領有したい新羅は、朝鮮半島から唐の勢力を駆逐するきっかけにしようとし、高句麗遺將の反乱に手助けをする。さらに、天智六年（六七〇）、新羅は唐が領有している旧百濟領に侵入する。これに対し唐は天智七年（六七一）、新羅に攻め入るが新羅の抵抗にあい、あえなく失敗する。また、この時、唐使、新羅使が来日するのだが、それぞれ来日理由は違っていた。旧百濟領を占領する熊津都督府は、新羅を牽制するために使者を日本によこし、逆に新羅は、日本と友好関係を維持して、唐に加担しないようにしてもらい、唐に対する抵抗を強化しようとしていた。このような背景があり、新羅は日本に朝貢してくるようになった。唐は天武三年（六七四）、再度新羅を攻める。が、またしても失敗に終わり、翌天武四年（六七五）には、新羅は大同江以南を統一することになる。こうした中、日本は新羅との朝貢関係を強化していく。唐とは文武期まで国交が途絶えることになる。天武五年（六七六）には、新羅は唐から朝鮮半島の統一を了承してもらい、日本に朝貢する必要はなくなつた。にもかかわらず、日本は執拗に新羅に朝貢を求めていく。なぜなら壬申の乱以後政権を握つた天武天皇は律令国家を築き上げることを目指し、その律令国家形成のために必要な「蕃国」は新羅しか残っていないからである。この朝貢関係を新羅に承認・維持させるためにも強力な国家の建設が必要だつた。そのため、天武は権力掌握のため、急激で強力な国政改革を行なっていく。

一方、八世紀前半の国際情勢は、日本と新羅の関係を中心にみていくと、新羅は朝鮮半島統一以来、日本に対してほぼ毎年朝貢をし、表面的には安定していた時期であつた。日本が大宝律令の中に設定した新羅との関係（蕃国）に新羅は不満を抱きながらも認めざるを得なかつた。ようやく半島統一を実現した新羅にとつて、三國間戦争、唐・新羅

戦争と続いた長い戦争による国土の荒廃、民衆の疲弊を回復し、三地域の和合を実現する統一国家建設が最優先課題であつたからであらう。

一方、日本は中国王朝を中心とする大世界の中において、それに包含される小世界を形成すること、つまり、中国王朝世界を模倣しながら、自己世界を形成することを目指していた時期である。そのために当時の日本の世界観のなかでの最も先進国であつた唐の制度を模倣していた。唐は冊封関係の維持にあつた。祝賀的威容を最も重視していた。冊封関係のみならず、日本など化外国の使者も唐の強大な国力を目のあたりにして、脅威と羨望から朝貢していたに違いない。その唐を模倣していた日本も当然、新羅との関係を維持するためにも、都城・法典の整備、国家儀礼における軍事的パフォーマンス（着飾つた儀仗兵による整列・パレード）を必要とした。この軍事的パフォーマンスに必要不可欠であつた儀仗兵は五衛府の担当であつた。つまり、中央軍備・都城警衛だけでなく、このパフォーマンスのために何千もの衛士・兵衛が徴集されたものと思われ、これらの国際情勢を念頭に、天武期からの動向をみていく。

### 三 天皇親衛軍の整備

様々な改革のなか、宮廷武力に関する施策として、天武二年（六七三年）、中央豪族に対し、初めて出身する者はず大舎人として仕え、その後、才能に応じて適当な職にあてるといふ、旧来のトネリの有した天皇や皇族に対する私的隷属関係を一掃し、官人機構に組み入れることを意図した詔がだされた。また、天武五年（六七六）には、地方首長層の官途を容認する勅がだされている。これも、地方豪族層をまず大舎人として出身させようとしたものであらう。こうして、中央豪族・地方豪族層を律令官僚

制に編入し、大舍人から出身させる方式が確立した。ただ存在しておらず、令制「大舍人」「兵衛」未分化のトネリであったと思われ。そして、大宝期になつてようやく、内舍人―大舍人―兵衛と、畿内豪族優位の階層が形成され、令制舍人の体制が完成することになる。このように六世紀以来、皇族や中央豪族に從属し、その武力の主要な基盤となつていた畿内の中豪族や地方豪族は、天武朝にいたり、それらの皇族・豪族から切り離され、「大舍人」として官僚制のなかに組み込まれていった。「大舍人」のうち武才ある者の多くは、武装して宮門警衛・宿衛にあたり、儀礼において儀仗兵として列立したのである。そして、令制大舍人寮・衛府の前身となる官司が成立する。および、「大舍人」「兵衛」に分化したものとされる。兵衛の確実な初見は、『日本書紀』天武八年（六七九）三月丙戌条であるから、

三月辛巳朔丙戌、兵衛大分君稚見死。當壬申大役、為先鋒之、（後略）

天武八年以前には分化していたということになる。すでに天武朝以前のトネリにおいても、諸国の地方豪族とともに畿内の中小豪族がその武力の大部分を占めていたと考えられるが、天武朝に始まる令制の兵衛においては、そのよう連大夫層の配下の人々をも含みこんだ、より広汎な基盤をもつ国家的な制度へと高められていったものと思われる。また、天武四年（六七五）以降、畿内の官人層に対し、武器を備え、兵馬の術に習練すべきと命じている官人武装化政策が頻繁にだされている。その際たるものとして、天武十三年（六八四）にだされた三詔がある（一〇）。

詔曰、來年九月、必閱之。因以教百寮之進止威儀。又詔曰、凡政要者軍事也。是以文武官諸人、務習用兵、及乘馬。則馬兵、并當身裝束之物、務具儲足。其有馬者為騎士。無馬者為步卒。並當試練、以勿障於聚會。

（中略）又詔曰、男女、並衣服者、有欄無欄及結紐長、紐、任意服之。其會集之日、着欄衣而長紐。唯男子者、有圭冠々、而着括緒禪（後略）

この天武十三年閏四月丙戌条に關して、諸氏により様々な見解がなされている。まず、笹山晴生氏は、宮廷における儀礼の整備とかかわり、国の内外に朝廷の權威を誇示するとともに中央官人層の精神的結束を固める意味をもつていとされる（一）。早川庄八氏は、旧來からの根強い慣行を否定し、豪族から武力を奪い取り、中央に軍事力を独占するためといわれる（二）。一方、武田佐知子氏は、この条を「衣服令」との関連から、「会集の日」の儀式が、広く東アジアの國際關係を見渡したうえで設定されたものであり、それがゆえの諸臣の装束や兵馬の威儀であつたものとみなし、軍事的目的のみにそつて案出されたものではなく、儀仗をたてる朝堂の儀式のさいに不可欠な装束の具備と兵馬の訓練をうたつたものとされる（三）。また、下向井龍彦氏は、武田氏の論をうけて、朝賀・蕃国使迎接など國家儀礼における儀仗の整備への対応策、畿内官人層を軍事編成の將校（四）と、その直衛軍の供給母体とする意図であつたとされる。

これら諸氏のどの論によるかをここで検証していきたいと思う。まず、この時代におけるの変動について、必ず意識しなければならぬのは國際情勢である。先述したように、天武期は唐・新羅の対立により、頻繁に外交使節が來日していた時期である。さらに、新羅からの朝貢を維持させるためにも強大な国力を示さなければならなかつた時期でもある。それを示す場こそが、外交使節が参列する儀礼の場であつた。しかし、天武期の政治の場である飛鳥淨御原宮には、壮大な儀式が行なえるほどの朝堂院が存在が確認されていぬ。そこで次に検証していききたいのは、宮の變化である。前節で述べた難波長柄豊碕宮には大規模な朝堂院が存在していたに、なぜ同規模の朝堂院の存在が確認されていぬ。

ないのか。もし、存在しなかつたと仮定すると、それは、飛鳥浄御原宮の造営過程と、この後造営される藤原京に關係があるとと思われる。飛鳥浄御原宮は、壬申の乱後、とりあえずの宮として造営された宮である。その証拠に壬申の乱の整理がやつと落ち着いてきた天武五年（六七六）以降、新都の候補地を探させている。さらに、外交儀礼はすべて難波長柄豊碓宮で行なわれ、その他の儀礼も以前の宮で行なわれている。つまり飛鳥浄御原宮は、天武期から構想があつた藤原京が完成するまでの一時的な宮であり、さらに壬申の乱以後の混乱のため、儀礼を行なうための朝堂院まで手がまわらなかつたものと思われる。そのため朝堂院か、天武八年（六七九）以降、藤原京に遷都する直前までの持統六年（六九二）まで外国使が入京したという記事は見当たらない。つぎに、天武期にだされた詔や勅を分類してみようと思う。爵位の記事を除くと、管見の限り、六五の詔や勅があるのだが、その中で特に、税に関する記事が十五と多く、その次に儀礼や衣服（十四）、徴発（十一）に関する記事が多いことに気付く。税に関する記事はほとんどが一時的なものなので、それを除いて考えると儀礼に関する詔や勅が多くなってくる。これは、儀礼のことが、この時期における関心事として高かつたことを表しているのではないだろうか。さらにそれを証明するものとして、天武四年（六七五）以降、畿内国から「歌男女、伎人」などを徴発する詔がしばしばだされていることがある。これらが儀礼には必要な構成員であることはいうまでもない。以上の検証に、さらに武田氏が行なわれた『衣服令』、『宮衛令』と儀礼における武官との関連、天武十三年の三詔の解釈という検証を踏まえると、天武期における官人武装化政策は、中国を中心とした国際関係上における儀礼の重要性、そのさいの武官の装束の視覚的効果を期し、これによつて日本の国際関係上の地位の新羅に対する優位の保全・確認を企図するための外交儀礼における儀仗兵の養成を念頭においた政策であつたと思われ。さらに、天

武十年（六八一）頃に陣法が制定される。陣法とは、律令軍制において戦時における基本隊形の組成の仕方、鼓吹のリズムによる列立、行進などの挙動パターン、平時におけるそれらの教練操典のことで、均質に訓練された兵士集団を創設する共通教練の基礎であり、兵政官によつて作成されたと思われるものである。この陣法は何の目的があつて作成されたのであろうか。先の白村江の敗戦の教訓からか、それとも、地方豪族への威圧のためだろうか。先述したように地方豪族層は天武政権に從属してはいる。仮想敵国がないこの時期、それほど大規模な軍隊は必要としなかつたはずである。国家を形成していく上で軍隊は必要不可欠のものである。当然、軍隊としての機能は、この時期に陣法がだされた理由はただそれだけではない。先述した官人武装化政策に類似したものとと思われる。つまり、儀仗における兵の行動を日頃の訓練で培つていこうというのが真の目的ではないが、持統四年（六九〇）正月己卯条において、己卯、公卿百寮、拜朝如元會儀。丹比嶋真人與布勢御主人朝臣、奏賀極。という記事があり、それを意味する記事は、第一章第二節の載せた白雉元年（六五〇）二月甲申条にあたると思われ。その記事にも同様に「如元會儀」とあり、持統四年の記事よりもさらに詳しく記述されている。これらも『延喜式』大儀条に継承されていると思われる。多少の違いはあるにせよ、この時期の儀仗も『延喜式』に書かれていた儀式に近い方法で行なわれたものと推測する。こうした議論のうえ、陣法の内容に儀仗における兵の行動に似通った点もみられることから、外交使節の眼前で一糸乱れぬパレードを行なう大規模な儀仗兵の創設を意図していたものと推測される。

以上の考察から、天武朝とは律令国家形成期にあたり、その中でも外交儀礼が特に重要性を増し、律令国家を運営していくためには必要不可欠なものであり、最重要課題であったことが推測される。

#### 四 藤原京造営と衛府制度

一方、天武期の施策を受け継いだ持統朝では一大変革がおとずれることになる。日本初の都城である藤原京造営と本格的な律令法典である飛鳥浄御原令の制定、そして全人民把握ができるようになった庚寅年籍の作成である。これらの制度と儀礼との関係をここからみていきたいと思う。これら持統四年（六九〇）、庚寅年籍が作成され、全人民が国司によつて把握されることになった<sup>22</sup>。庚寅年籍は、天武四年（六七五）の部曲廃止による、全人民の公民化の実現をうけて、持統三年（六八九）から作成が始まり、持統四年になって完成した戸籍のことである<sup>23</sup>。この庚寅年籍は以後、戸籍は六年ごとに作られ、戸籍に基づく班田収授が行なわれるようになり、さらに、毎年作成される計帳に基づいて人身課税（調庸雑徭）が行なわれるようになった。また、造籍と同時に兵士が徴発され、以後毎年の計帳作成時に徴兵が行なわれることになる。持統八年（六九四）、藤原京が造営されるが<sup>24</sup>、その広大な京城の整備、諸門の警衛、内裏宿直、さらに朝堂院を舞台にして行なわれる国家儀礼における儀仗のために、膨大な天皇親衛軍を必要とするようになる。そのことは、藤原京造営を構想した時点であらかじめ予見されていたことであり、藤原京造営に对应して、衛府制度も構想され整備されていったものとみたい。大宝令制下、衛府制度は、軍閉兵士制を母体にと、軍団兵士から選抜された衛士を中心に編成されていた。とすれば、兵士制が出発した持統四年（六九〇）こそ衛士制の出発点とみることができよう。持統六年（六九二）、十数

年ぶりに新羅使を入京させた<sup>25</sup>のも、衛士制の成立にもない、迎接儀礼において堂々たる儀仗兵の列立が可能になったからではないだろうか。そして、藤原京の完成とともに、その宮の規模と、国家儀礼の威容にみあうだけの衛士徴発が行なわれたのではなからうか。さらに、その徴発された衛士を統率する衛府の原型も姿を現わしていたかも知れない。それを推測させる史料としては藤原京木簡がある<sup>26</sup>。

藤原京木簡 S D 170 外濠

① 左衛士府解 曰 寮二處衛士 檢校定 十月廿□（九カ）日

② 粟田申民部省 寮二處衛士 檢校定 十月廿□（九カ）日

③ □ 衛士四人馬人豊□ □

④ 少子ア門衛士□ 送建ア□（門カ）

『統日本紀』大宝元年（七〇一）八月丙寅条の「加差衛士」という記事は、大宝律令の整備にともなう、国家儀礼のさげなる壯大化により、衛士数の不足が問題となり、衛士を増員したものであろう。このことから大宝元年八月より以前からの段階で衛士は出現していたことがわかる。藤原宮から、右に掲げるように、いくつかの衛士の文字がみえる木簡が出土している。年代が特定できず、また、②のように前にも含まれていたものもあるが、中には大宝令以前のものも含まれているかもしれない。笹山晴生氏は、「五衛府制の成立と展開」のなかで、衛士の成立には都城が関係している、と述べられているが、にもかかわらず、氏は衛士制・衛府制の確立した時期を大宝元年においている。しかし、藤原京という前代未聞の巨大都城をつくるのと同時に、その前段階においてすでに兵士制が施行されていた。天武期からの長い構想のなかで、都城における警衛の必要性も当然考えていたはずである。私はやはり、兵士制の成立と同時に衛士制が成立したとみたい。

## 五 天武・持統期の外交儀礼

また、この時期の外交儀礼の変遷については、田島公氏「外交と儀礼」は次のように述べている。天武・持統期の外交形式は筑紫での使者の選別と入京を認めない期間の存在が目につく。つまり、畿内政権から見た場合、一種の鎖国政策にちかいかい状態になっていた。氏の見解によると、このような政策の原因の一つとして、外国使が畿内に入ること制限し、国家の外交権を皇権のもとに確立しようとしたことに関係していると述べられている。その論拠として、筑紫の大宰の権限を挙げられている。大宰になつた人物は、天武・持統朝においては皇親が圧倒的に多く、これは、国家の外交権を掌握するため、大宰・大夫らの迎接・伝達方式を排し、迎接の機能や権限の一部を筑紫に移して皇親や信頼のおける臣下をその任に於て、皇帝がすべてを主宰する中国的な外交儀礼を採用できるように国内体制が整うまで、筑紫でもな外交交渉を行うためである。とされている。その他、筑紫大宰には使者の選別をする権利が与えられていた。しかし、『日本書紀』持統六年（六九二）十一月辛丑条には、難波館で新羅使を饗禄したという記事がみえる。これは、浄御原令施行により、迎接・外交儀礼に関する規定や使者の迎接担当官司（玄蕃寮の前身）が成立し、外交儀礼・迎接の場が整い、さらに、皇権の確立にともない外交権も天皇の大権事項として確立したため、畿内での儀礼が行えた。また、この時期、藤原京の成立により、外国使に対して天皇が姿を現し、引見した。これは律令国家の外交権が皇権のもとに確立したことを象徴的に示す儀式であつたとされる。氏の見解のうち、外交儀礼の整備の部分については、大筋において納得がいく。しかし、外交権を皇権のもとに確立するため、使者を入京させず、鎖国政策を行なつたというのは賛成し兼ねる。いままで論じてきたことと照らし合わせると、私

は次のように考えたい。天武・持統期は外交儀礼が重要視されてきた時代である。にもかかわらず、飛鳥浄御原宮には国家儀礼の場である朝堂院がなく、また儀仗兵も未整備であつた。それを補うために官人武装化政策を主とする様々な政策が打ち出されてきた。それを受け継いだ持統天皇も庚寅年籍・兵士制（衛士制）などの儀仗兵の徴兵制を確立し、藤原京を整備するのである。この政策時期と持統六年の入京記事は重なる。つまり、天武・持統期は天皇が外交権を掌握するためのものではなく、外交儀礼の未整備のため、必然的にこつた現象であつたと思われる。このような過程を経て、ついに律令国家としての日本が形成されてきたが、まだ未成熟であつた。真の完成といえる時期は、八世紀初頭の大宝・養老律令の完成を待たねばならないだろう。

## 六 大宝律令制定の国際的意義

大宝元年（七〇一）、大宝律令が施行された。この大宝律令の完成は、聖徳太子以降、日本の支配者層達が見た、日本の本格的な律令国家の確立を象徴するものであるのみならず、八世紀における日本の国際的地位に少なからず影響を与えるものであつた。『続日本紀』大宝元年正月乙亥条では、朝賀儀のこと次のようにを克明に書いている。

天皇御大極殿受朝。其儀於正門樹鳥形幢。左日像青龍朱雀幡。右月像玄武白虎幡。蕃夷使者陳列左右。文物儀。於是備矣。

ここで「文物の儀ここに備われり」と宣言しているのは、当時の支配者層の喜びと自信の表明である。

また、大宝元年正月二三日には、天智八年（六六九）以来、久しく絶えていた遣唐使派遣が決まる。石母田正氏の見解によると、この遣唐使の派遣の意義は唐に律令制



龍像蘇幡一旒。(中略)鷹像隊幡四旒。小幡卅二旒。  
(中略)鉦鼓各一面。(中略)將監率將曹以下隊於大極  
殿以北後殿南。並居胡床。(中略)

と、「卯三尅」(午前六時、六時半)に「進陣鼓」を撃ち、  
行進態勢に入る。ついで「行鼓」を合図に、近衛の儀仗は  
行進を始め、所定の整列場所に整列する。すなわち、中將  
が將監以下を率い、大極殿の南階下に隊列し、大小將が將  
監以下を率い、中務陣の北に隊列し、將監が將曹以下を率  
い、大極殿の北の後殿の南に整列することになっている。  
こうして、整列した儀仗兵に彩られた大極殿に登場する天  
皇に拝礼する朝賀の儀式が行なわれるのである。最後に朝  
賀が終わったあと、

禮畢、駕還供奉如初。兵庫寮擊退鼓。群官退出。訖擊退  
隊鼓三度。度別九下。(中略)餘府以次相応。還入本  
府。各擊鉦五下。解陣。

と、「兵庫寮」の「退鼓」とともに、「群官」が「退出」  
し、次に近衛府が「退隊鼓」が鳴ったら、「本府」に還り、  
「解陣」となる。これが、「大儀」における近衛府の動き  
であり、左右兵衛府・左右衛門府もこれに準じ、近衛府に  
続いて行動することになっている。ここで注意しておきた  
いことは、蕃客使來朝時の特別規定である。もし蕃客使が來  
たときには、大極殿殿下・殿庭に陣列していた近衛府は、龍  
尾道下に、龍尾道下、昭慶門内に陣列していた兵衛府は、龍  
会昌門の南北に左右陣列し、会昌門下、応天門下、その他  
の諸門に陣列していた衛門府は、応天門の南北に左右陣列し、  
その時の隊幡・小幡は従來の倍の数たてることになってい  
る。蕃客使は、応天門から会昌門を通り、朝庭に入ってくる。  
その道筋に衛府官人・隊幡・小幡を従來の倍の数配置する  
ということは、蕃客使に国力の強大さを意識させようとし  
たものであった。

## 八 衣服令と衛府

さらに、それが国家の意志としてはつきり意図されてい  
ることがわかるものとして、衛府の装束がある。これにつ  
いては、武田佐知子氏の「儀礼と衣服」に依拠して論をす  
すめていきたいと思う。氏は論の中で、特に「会集の日」  
に注目されて、「衣服令」は律令的位階秩序を、衣服及び冠  
・帯などによつて具体的・視覚的次元において表示するも  
のと位置付けられている。そのため、親王・諸王・文官・  
女官は、いづれも品階・位階ごとの衣服制の異同を規定す  
る内容になつていいる。しかし、武官となると位階に相即的  
には対応せず、官職に即したかたちで衣服の規定がなされ  
てゐる。これは、「衣服令」武官朝服条の規定の目的自体が、  
他条とは異なつてゐるためである。「衣服令」武官朝服条  
に本注の形で繰り返して「会集の日」のことが書かれてい  
る。これは、「会集の日」についての規定は他条にはみられない。  
この階層の者たちが、特別の日にまとうべき、五位相当以下  
の衣服を規定しようとした結果、つまり、武官の衣服の莊  
嚴が特に要求されたためである。このことから、当条が  
「会集の日」を念頭に編み出されたものであることがわか  
る。実際に「衣服令」武官朝服条や、「延喜式」などには、  
官職ごとに服装が規定されており、視覚的にも莊嚴な衣裝  
になつてゐる。また、「衣服令」武官朝服条「私案」には、  
頭巾・腰帶・横刀・襪・履・位襖など武官が日常的に、官  
人の一員として備えるべきものは私に備え、衾・掛甲・  
紺襖・槍・縹襖・末額など朝廷の儀式における特別の任務  
で必要なものは官によつて備え、規定される特別の任務  
集の日」の装束的莊嚴性を期して国家が自ら整えてゐるこ  
とが推測される。

## 九 総括

衛府は儀礼において国家の威容を視覚的・聴覚的に示すための華麗で荘厳な舞台装置であり、衛府の荘厳な陣列・パレードにより、天皇、ひいては日本の威厳・荘厳性を強調し、参加者を畏怖させ、律令国家の強大さ、天皇と百官・公民・夷狄・蕃国との支配関係の秩序の普遍性を知らしめることが意図されていた。また、衛府はその儀礼において、儀礼の目的を貫徹するための演劇者としての役割を果たしていた。そのためにも大規模な人員と訓練されたパレードの必要があり、そのための衛府が巨大な軍隊組織として存在した一つの理由である。つまり、衛府は儀礼における重要な役割を担っている存在であった。

また、宮廷儀礼の軍事的パレードのみに限らず、入京時の郊労や客館での慰勞、使者慰勞の宴会などでも儀仗をたてたり、使者としての任務を行なったりしていたことにもわかるように、衛府が儀礼全般に重要な役割をしていたことがわかる。

このように、衛府は国家儀礼・外交儀礼において重要な役割を演じており、決して軍事的目的によってのみ創設されたものではなく、同等に儀礼的目的によって創設されたものであるといえる。その証拠に外交儀礼の衰退に伴い、衛士の人数も変化していき、また、衛府制度も同様に変化していく。

以上、衛府の役割を儀礼の観点から論じてきたが、ここに一つの法則性を見いだすことができると思う。儀礼とは国際情勢を象徴するもので、さらに、制度・場・儀礼の三大観点から調べていくと、『儀式』にも、儀礼における衛府の役割を詳しく述べられており、儀礼には衛府が欠かせない存在であったことはつきりしている。では、衛府の役割とは一体何であったのだろうか。私の見解では、衛府の中央軍備、宮城警衛といった役割も重要な役割であったに違いないが、律令国家期においては、対外政策上、諸外国、

特に新羅にたいして、視覚的・聴覚的な軍事的心理的威圧をかける演劇装置として重要な存在であったのではないから、朝賀儀において、武官や衛府に特別な役割（軍事パレード）や衣服があつたのだから、ということになる。衛府の大規模なパレードにより、日本の国力をみせ、小中華帝国としての地位を保ち、朝鮮諸国に対してより優位な立場に立ちたかつたのだろう。その証拠に、衛府が儀式において最も必要とされていた時期には、外交儀礼も活発に行なわれ、逆に宝亀十年（七七九）以後、王朝国家期においては、新羅との国交がなくなり、唐とも疎遠となつていき、外交の必要性がなくなつていく。それとともに、衛府も変化していき、儀仗兵としての役割を失い、音楽、競馬など遊興の担い手となつていく。しかし、これは決して衛府の衰退を物語るものではない。外交儀礼の必要性が喪失し、儀礼の場が朝堂院から内裏へ変化していくのにあわせ、衛府の役割が変化したにすぎない。

総括していうと、推古朝は国家としての日覚め、天智朝は律令国家建設試行期、天武・持統朝は律令国家草創期、八世紀は律令国家完成期、九世紀は律令国家崩壊期といえる。外交儀礼もこの流れに準じ、八世紀に最盛期を迎え、九世紀に衰退していく。そして、衛府は律令国家とともに生まれ、律令国家崩壊とともに姿を変えていった存在であるといえる。この外交儀礼における演劇装置も必要がなくなると、一部の遊興の見世物となり、後の国風文化の担い手となつていく。

## 註

- (1) 古瀬奈津子「平安時代の「儀式」と天皇」（歴史学  
研究五六〇 一九八六年）
- (2) 鳥谷智文「王朝国家期における近衛府の研究」広島  
大学大学院文学研究科提出 一九九二年

- (3) 武田佐知子「儀礼と衣服」(『まつりごとの展開』岸俊男編所収 中央公論社 一九八六年)
- (4) 笹山晴生「五衛府制の成立と展開」(『日本古代衛府制度の研究』所収 前掲)
- (5) 『日本書紀』天智七年九月癸巳条・天智八年是歳条西嶋定生「七〇八世紀の東アジアと日本」(『日本歴史の国際環境』所収 東京大学出版会 一九八五年)
- (6) 『日本書紀』天武二年五月乙酉条
- (7) 『日本書紀』天武五年四月辛丑条
- (8) 笹山晴生「兵衛についての一考察」(『日本古代の政治と文化』所収 青木和夫先生還暦記念会編 吉川弘文館 一九八七年)
- (9) 『日本書紀』天武四年十月庚寅条
- (10) 『日本書紀』天武十三年四月丙戌条
- (11) 笹山晴生「兵衛についての一考察」(前掲)
- (12) 早川庄八「日本の歴史4 律令国家」(小学館 一九七四年)
- (13) 武田佐知子「儀礼と衣服」(前掲)
- (14) 下向井龍彦「日本律令軍制の形成過程」(史学雑誌 一〇〇編第六号 一九八九年)
- (15) 『日本書紀』天武五年是年条
- (16) 『日本書紀』より
- (17) 『日本書紀』天武四年二月癸未条
- (18) 武田佐知子「儀礼と衣服」(前掲)
- (19) 『日本書紀』天武十年三月甲午条
- (20) 下向井龍彦「日本律令軍制の基本構造」(史学研究 一七五号 一九八七年)より
- (21) 『延喜式』とは、三代式の一で全五十卷。藤原時平・忠平らが、延喜五年(九〇五)醍醐天皇の命により編集に着手。延長五年(九二七)完成。さきに編纂されていた弘仁・貞観の二式およびその後の式を取捨し集大成したものである。

- (22) 『日本書紀』持統四年九月乙亥条
- (23) 『日本書紀』天武四年二月己丑条
- (24) 『日本書紀』持統八年十二月乙卯条
- (25) 『日本書紀』持統六年十一月戊戌条
- (26) 「藤原宮木簡二」・飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報五・六
- (27) 『日本書紀』より
- (28) 『統日本紀』大宝元年八月癸卯条
- (29) 『統日本紀』大宝元年正月丁酉条
- (30) 石母田正「天皇と『諸蕃』―大宝令制定の意義に關連して―」(『石母田正著作集』4 古代国家論)所収 岩波書店 一九七一年)
- (31) 田島公「外交と儀礼」・鳥谷智文「王朝国家期における近衛府の研究」(前掲)
- (32) 『儀式』卷第六 元正受朝賀儀